

御殿場市新東名高速道路等 I C 周辺土地利用構想



(新東名高速道路の整備が進む仁杉地区 平成28年12月撮影)

平成29年3月

御殿場市

目 次

1	背景と目的	1
2	上位計画における位置付け	1
3	対象範囲	2
4	基本方針	2
5	想定される土地利用	2
6	規制したい土地利用	3
7	新東名高速道路等 I C 周辺土地利用構想対象範囲図	4
8	地域別土地利用構想図	5
	（1）水土野地区	5
	（2）柴怒田・上小林地区	6
	（3）仁杉地区	7
	（4）中畑地区	8
9	用途別立地要件	9
参考資料		10
1	上位計画における位置付け	11
	（1）第四次御殿場市総合計画（抜粋）	11
	（2）第三次御殿場市国土利用計画（抜粋）	11
	（3）御殿場市都市計画マスタープラン（抜粋）	11
	（4）御殿場市観光ハブ都市づくり推進構想（抜粋）	11
2	アンケート調査の結果	12
3	将来交通量の推計	13
付録		14
1	御殿場市新東名等 I C 周辺まちづくり懇話会規約	15
2	平成 27 年度 新東名等 I C 周辺まちづくり懇話会委員名簿	16
3	平成 28 年度 新東名等 I C 周辺まちづくり懇話会委員名簿	17
4	御殿場市地域開発庁内検討委員会設置規程	18
5	平成 27 年度御殿場市地域開発庁内検討委員名簿	19
6	平成 28 年度御殿場市地域開発庁内検討委員名簿	19
7	新東名高速道路等 I C 周辺土地利用構想策定の経過	20

1 背景と目的

新東名高速道路は、日本の大動脈として、人や物の流れをスムーズにし、三大都市圏の連携をより強化するため、概ね20年前から整備が進められてまいりました。

平成24年4月には、御殿場ジャンクションから浜松いなさジャンクションまでの約162キロメートルの区間が開通し、さらに平成28年2月には、豊田東ジャンクションまでの約55キロメートルが延伸、開通したことで200キロメートル以上のダブルネットワークが形成されました。

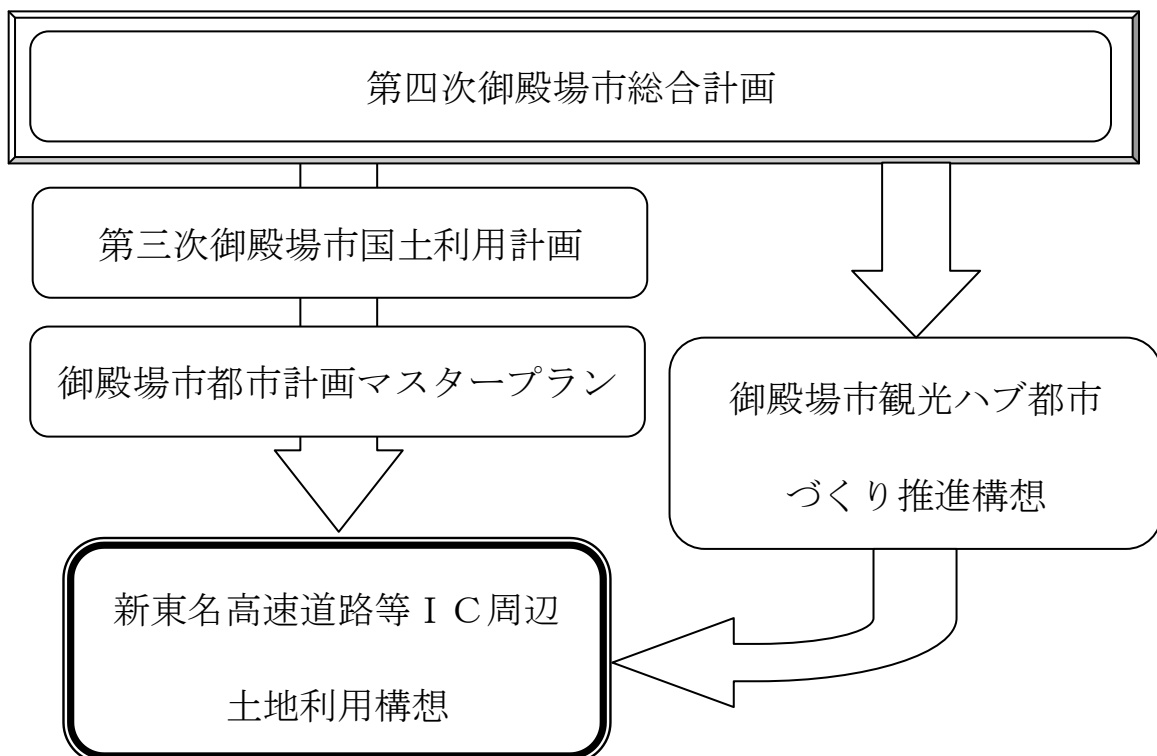
静岡県内では、県の「内陸フロンティアを拓く取り組み」の一環として、新インターチェンジ周辺地域において、各市町が中心となって地域振興を目的とした新たな土地利用計画など様々な取り組みが展開されています。

本市においても、平成32年度の新東名高速道路全線開通に向けて、着々と工事が進められており、全線開通に伴い新インターチェンジ周辺地域は、本市の新たな玄関口として、観光ハブ都市づくりへの貢献と地域活性化に向けた取り組みなどが期待されております。

また、無秩序な開発により、これまで維持・保全されてきた自然環境や景観が損なわれることが懸念される一方で、この契機を効果的に活用した土地利用により地域の活性化を図ることが求められております。

そこで、新たな本市の玄関口にふさわしい適正かつ効果的な土地利用を誘導することにより、無秩序な開発を規制し、地域の活性化を図るため、当該地域の将来に向けたまちづくりの方向性を示す土地利用構想を策定するものです。

2 上位計画における位置付け



※ 上位計画の抜粋は、参考資料の11ページをご覧ください。

3 対象範囲

新東名高速道路や国道138号バイパス等が開通することによって、大きな環境の変化が見込まれ、上位計画に位置付けられている新インターチェンジ周辺及び国道・県道、幹線市道の沿道地域を土地利用の規制と誘導を図る対象範囲として設定します。（4ページ 土地利用構想対象範囲図）

4 基本方針

（1）新IC周辺の土地利用誘導

新インターチェンジ周辺については、地域の活性化などを目指し、富士山を望む景観、豊かな自然環境に加え、交通利便の優位性を生かした、交流都市の玄関口として相応しい土地利用の誘導を図ります。

（2）アクセス道沿道の土地利用誘導

新インターチェンジへのアクセス道（国道・県道、幹線市道）沿道については、市内へ訪れる観光客への利便性向上や地域活性化を目指し、観光客の誘客を目的とする観光資源を活かした土地利用や沿道サービス施設などの誘導を図ります。

（3）自然環境と調和した土地利用と景観形成の誘導

緑豊かな森林、清涼な湧水や河川が形成する水辺や広大な田園から望む富士山への眺望は本市特有の景観資源となっています。これらの自然環境を含む周辺地域については、優れた景観の保全と活用を目的とし、良好な自然環境等と調和した適正な土地利用と景観形成の誘導を図ります。

（4）生活環境との調和と利便性向上

新インターチェンジ周辺及びアクセス道沿道に形成されている既存の住宅地については、生活利便性の向上と地域活性化を目指し、生活環境との調和を図りつつ沿道サービス施設、公共公益施設、日用品販売店舗などの誘導を図ります。

5 想定される土地利用

（1）周辺の自然環境等と調和した施設

・研究施設、研修施設、保養施設、交流施設、観光レクリエーション施設など

（2）観光資源の有効な利用上必要な施設

・宿泊施設、土産物販売店舗、飲食店、沿道サービス施設など

（3）農業や優良農地を活用した施設

・六次産業施設、体験型農園、農の駅・食の駅など

(4) 生活利便性の向上につながる施設

- ・沿道サービス施設、公共公益施設、日用品販売店舗など

(5) その他

- ・物流施設

(ただし、6の規制したい土地利用のうち(2)、(3)に該当せず、かつ、既存集落に近接しないことなどの条件を満たした場合に限ります。)

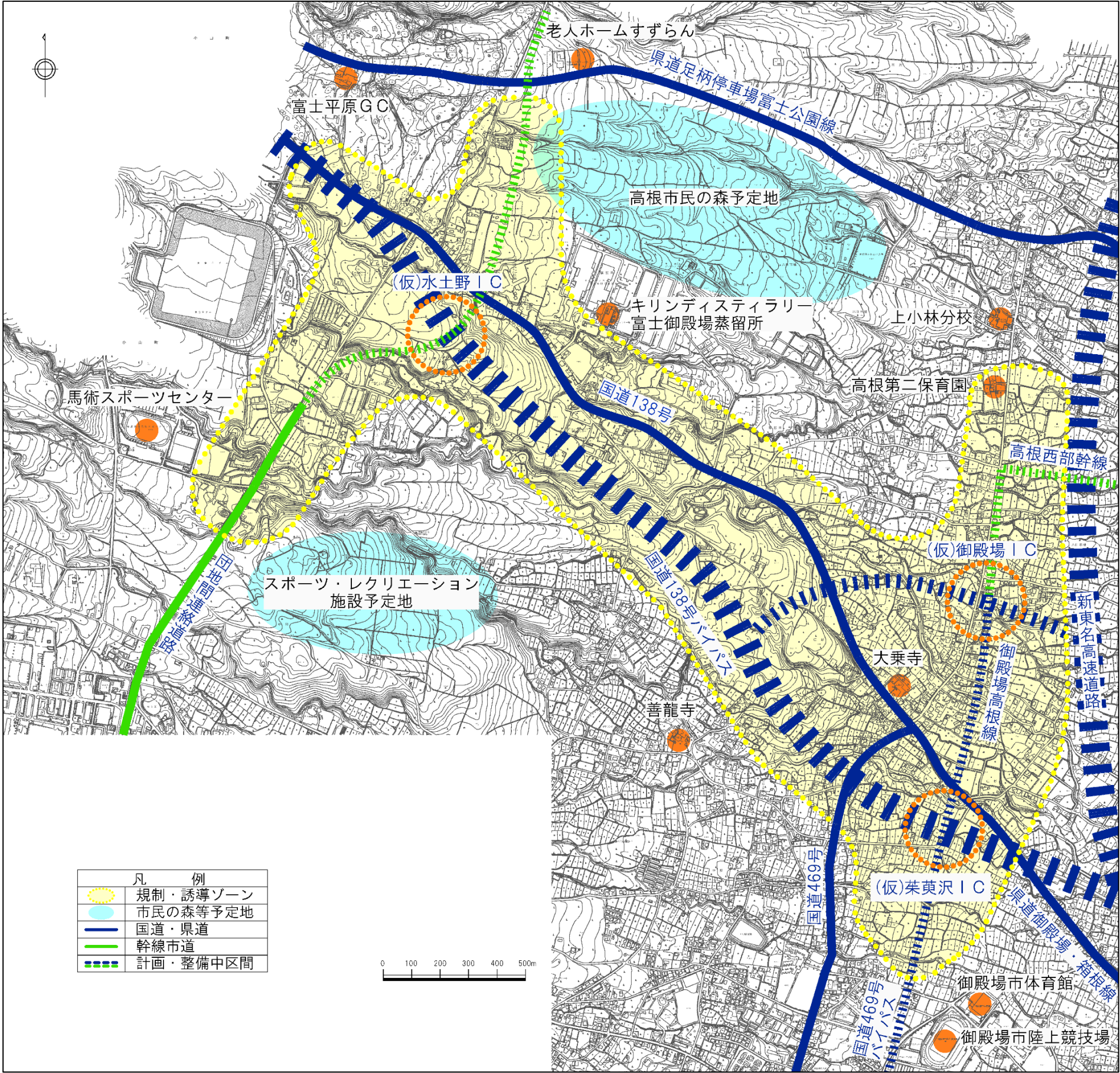
6 規制したい土地利用

(1) 工場及び工業系土地利用を伴う施設

(2) 自然・生活環境等に影響を及ぼす恐れがある施設

(3) 富士山等の眺望や景観形成を阻害する恐れがある施設

7 新東名高速道路等 I C 周辺土地利用構想対象範囲図



8 地域別土地利用構想図

(1) 水土野地区

現況の特徴等

現況

水土野地区は、国道138号沿道に既存集落が存在するほか、山林が多く存在する。国道138号西側には一部急傾斜な山林もあるが、そのほかの山林は、比較的なだらかなのである。
国道138号バイパス、(仮)水土野IC及び団地間連絡道路の整備により交通利便性が高まる。

土地利用の状況

・山林が多く、民間の研修施設や工場が点在している。
・周囲には、御殿場市馬術・スポーツセンター、民間の乗馬クラブ、玉穂市民の森・クロスカントリーコース（構想）などが近接し、ゴルフ場や高根市民の森に隣接している。

都市マスにおける位置付け

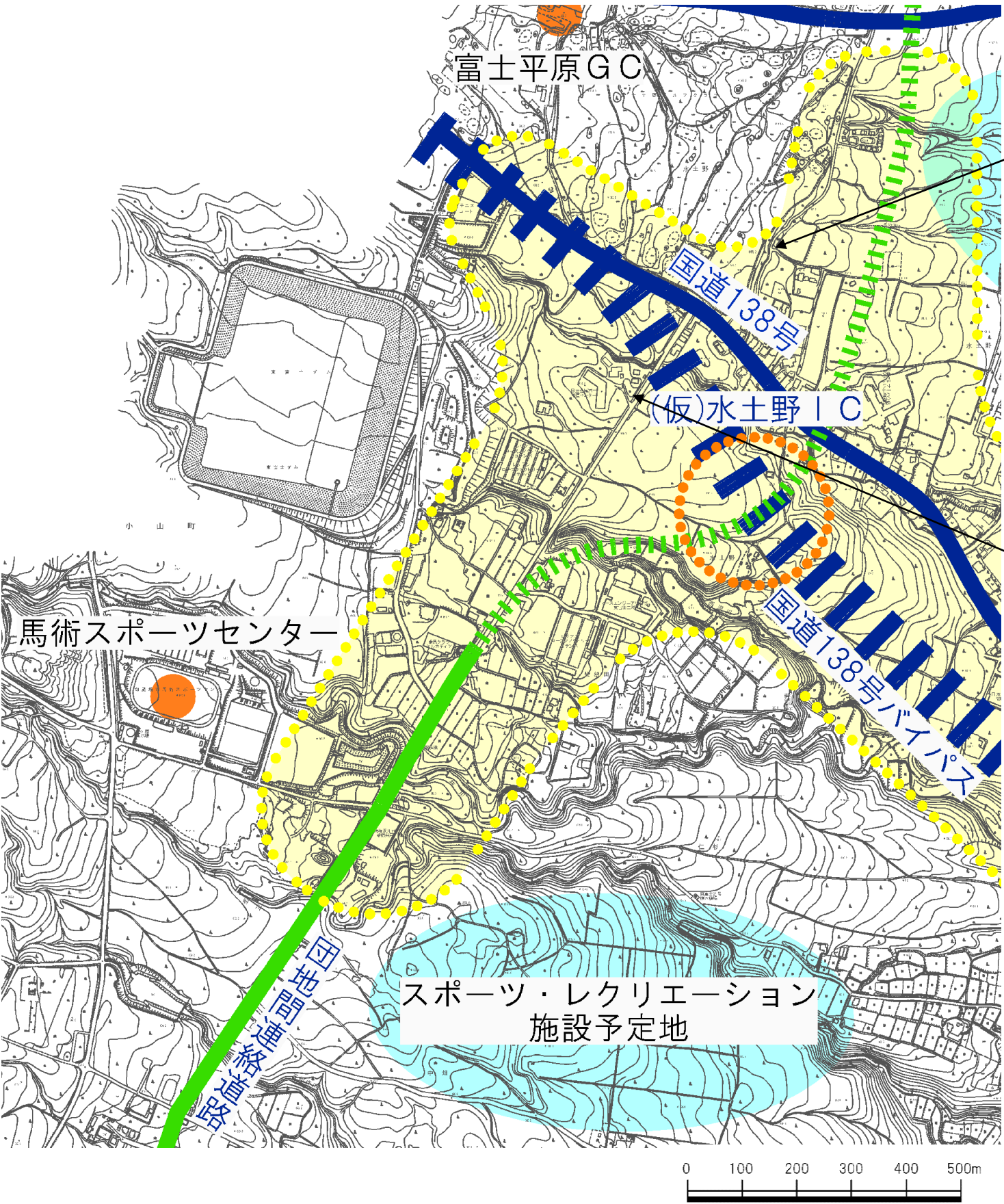
- ・自然保全ゾーン
- ・交流ゾーン

土地利用の方針

この地区は、自然環境が豊かであることと交通利便性が高まることを活かし、周辺のスポーツ施設や市内観光施設等へ訪れる市民や観光客等への交流の場、地場製品の販売等を行う自然環境と調和し、富士山への眺望に配慮した観光交流施設、研究・研修・保養施設、宿泊施設などの誘導を図る。

整合を図る計画等

- ・総合景観条例、景観計画



【富士山への眺望】



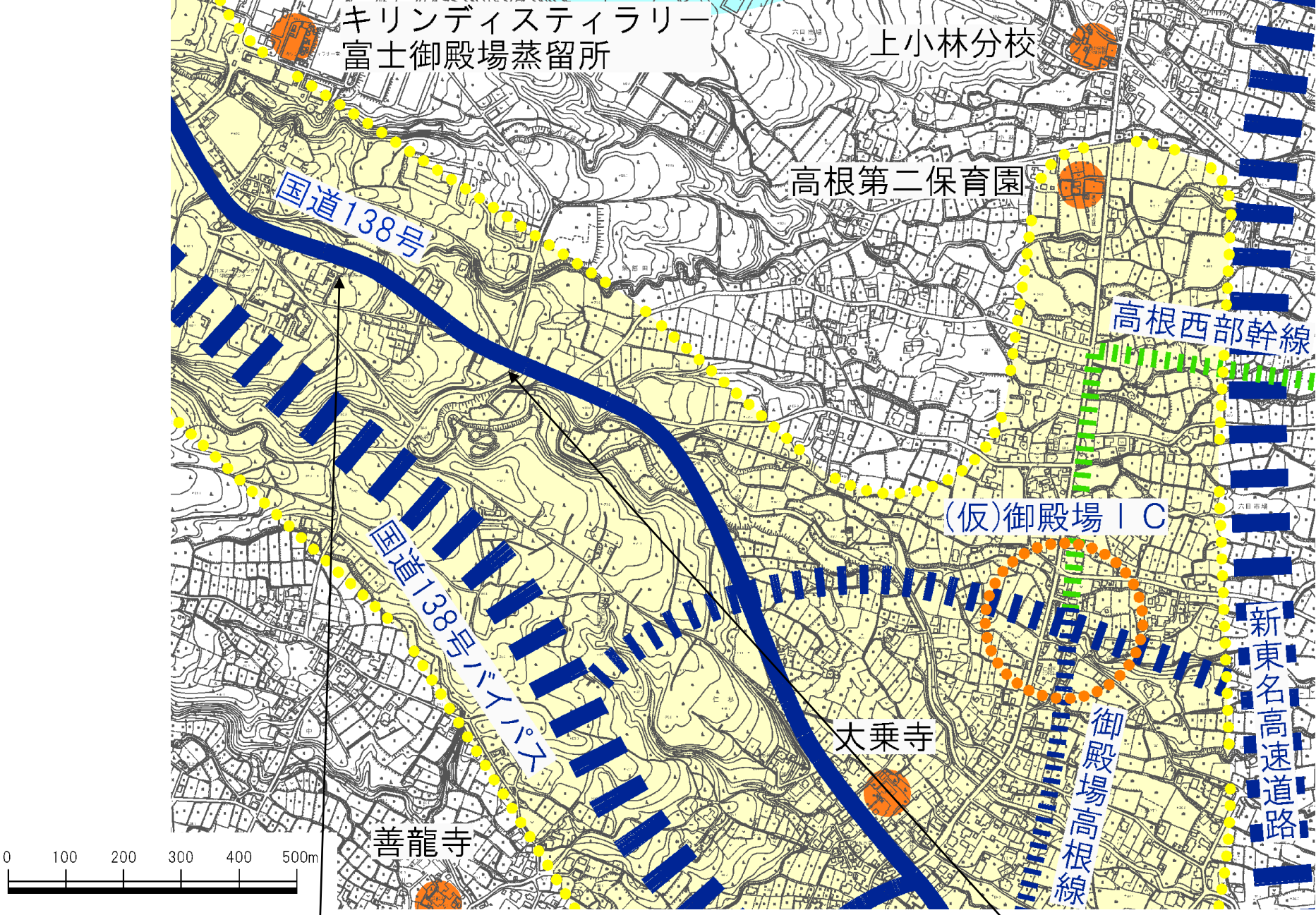
【現況】



【交流施設のイメージ】



(2) 柴怒田・上小林地区



【富士山への眺望】



【現況】



【農産物販売所のイメージ】



現況の特徴等

現況

柴怒田・上小林地区の新東名高速道路西側は、ほ場整備予定地となっており、計画が進められている。
柴怒田地区の国道138号沿道には住宅、店舗、工場などが混在しているが、空店舗が目立っている。

土地利用の状況

・新IC周辺には、住宅が点在し、その周辺を囲むように農地が広がっている。
・国道138号沿道は、山林が多く、店舗、ホテル、工場などが点在している。また、山林内部には、比較的規模の大きい墓園が存在する。

都市マスにおける位置付け

- ・自然環境ゾーン
- ・自然保全ゾーン
- ・交流ゾーン

土地利用の方針

新東名高速道路（仮）御殿場 I C 直近の特性を活かし、観光客や市民が利用しやすく、田園環境や眺望に配慮した農産物販売所を含む六次産業施設等の誘導を図る。
また、国道138号沿道では、自然環境と調和し、富士山への眺望に配慮した研究・研修・保養施設、宿泊施設などの誘導を図る。

整合を図る計画等

- ・総合景観条例、景観計画

(3) 仁杉地区

現況の特徴等

現況

仁杉地区の国道138号東側には農地、西側には高低差のある山林が存在している。また、旧甲州街道の馬継ぎ場跡地といった歴史資源がある。

国道138号バイパスの整備により、休日や観光シーズンにおける国道138号の交通渋滞が、緩和されることが見込まれる。

土地利用の状況

- ・ 仁杉交差点を中心として既存集落が広がり、その周辺を農地が囲んでいる。
- ・ 国道138号沿道には、一部飲食店や神社なども見受けられるが、大半は急勾配の山林となっている。

都市マスにおける位置付け

- ・ 自然保全ゾーン
- ・ 自然環境ゾーン
- ・ ゆとりの暮らしゾーン（沿道ゾーン）
- ・ 交流ゾーン

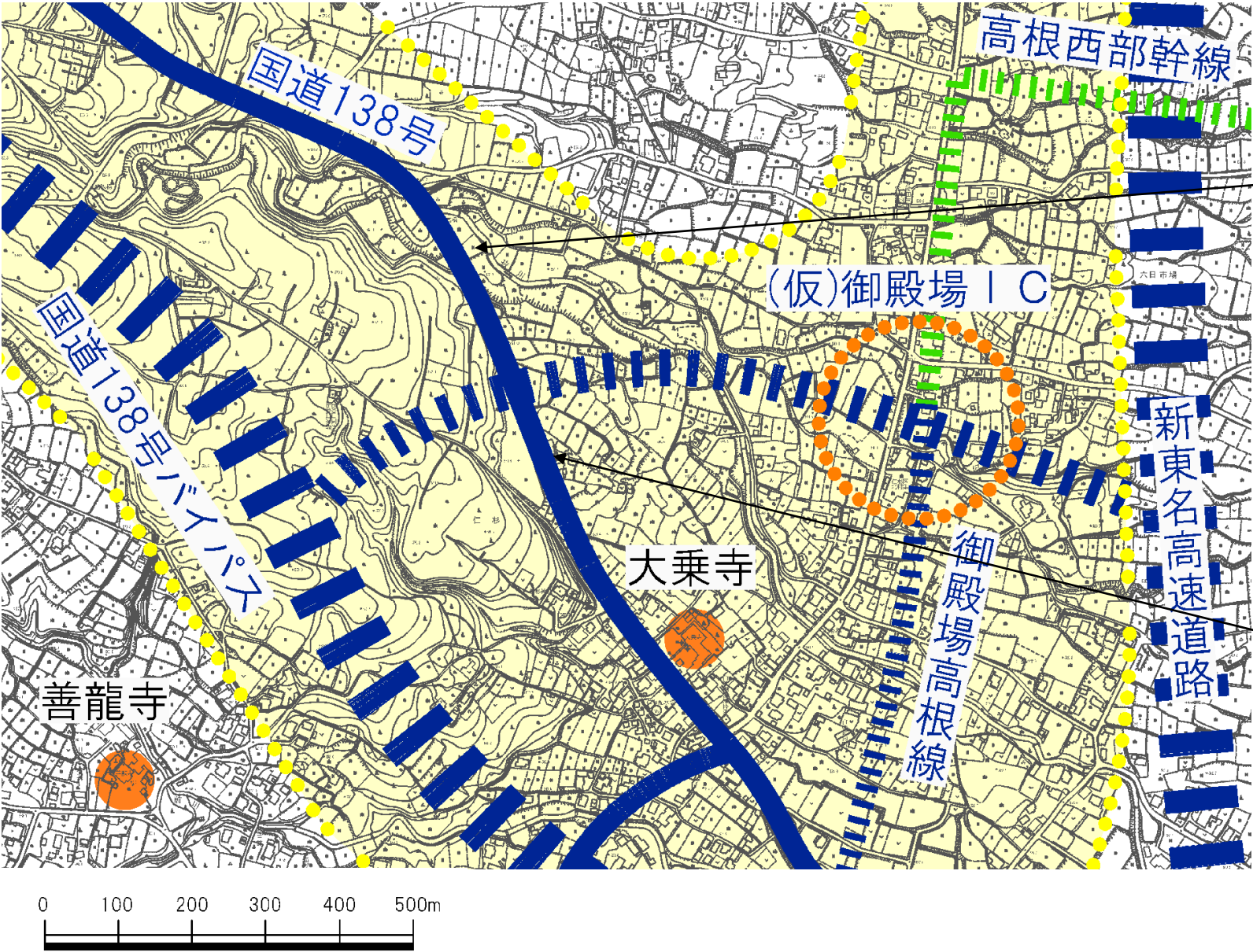
土地利用の方針

新東名高速道路（仮）御殿場IC周辺地域の特性を活かし、柴怒田地区と連携して、観光客や市民が利用しやすく、眺望や生活環境に配慮した農産物販売所を含む六次産業施設等の誘導を図る。

また、国道138号沿道では、自然環境と調和し、富士山への眺望に配慮した研究・研修・保養施設などの誘導を図る。

整合を図る計画等

- ・ 総合景観条例、景観計画



【箱根外輪山への眺望】



【現況】



【研究所等のイメージ】



【宿泊施設等のイメージ】



(4) 中畑地区

現況の特徴等

現況

中畑地区は、比較的なだらかな農地（田）が広がっている。
（仮）茱萸沢ＩＣの整備により国道138号と高架となる国道138号バイパスのいずれにもアクセスが可能となり、交通利便性が高まる。

土地利用の状況

- ・住宅が点在し、その周辺を囲むように、主に農地が広がっている
- ・周囲には、御殿場市立体育館、陸上競技場等の総合体育施設や幼稚園、小学校、高等学校、市役所支所が立地している。

都市マスにおける位置付け

- ・ゆとりの暮らしゾーン
- ・交流ゾーン

土地利用の方針

（仮）茱萸沢ＩＣと国道469号バイパスの整備による交通利便性を活かし、自然環境及び富士山や箱根外輪山への眺望に配慮した観光交流施設、また、生活環境と調和した沿道サービス施設、公共公益施設などの誘導を図る。

整合を図る計画等

- ・総合景観条例、景観計画

【日用品販売店舗等のイメージ】



【富士山への眺望】



【現況】



【道の駅のイメージ】



9 用途別立地要件

区 分	用 途	立地要件	内 容
1 周辺の自然環境等 と調和した施設	研究施設	法第 34 条第 14 号	開発審査会個別付議
	研修施設	〃	開発審査会特別付議
	保養施設	〃	〃
	交流施設	〃	〃
	観光レクリエーション施設	第 2 種特定工作物	1ha 以上の施設
		法第 34 条第 14 号	開発審査会特別付議
2 観光資源の有効な 利用上必要な施設	宿泊施設(ホテル)	法第 34 条第 2 号	観光資源
	土産物販売店舗	〃	〃
	飲食店(レストラン)	法第 34 条第 2 号	観光資源
		法第 34 条第 9 号	沿道サービス
3 農業や優良農地を 活用した施設	六次産業施設	法第 34 条第 14 号	開発審査会特別付議
	体験型農園	〃	〃
	農の駅	法第 34 条第 1 号	50 戸連たん
		法第 34 条第 4 号	農産物加工施設
4 生活利便性の向上 につながる施設	沿道サービス施設	法第 34 条第 9 号	沿道サービス
	公共公益施設	法第 34 条第 1 号	50 戸連たん
		法第 34 条第 14 号	開発審査会の包括承認
	日用品販売店舗	法第 34 条第 1 号	50 戸連たん
○ その他	物流施設	法第 34 条第 14 号	開発審査会個別付議

※ 立地要件は、都市計画法第 34 条に基づく該当号などを示す。

参考資料

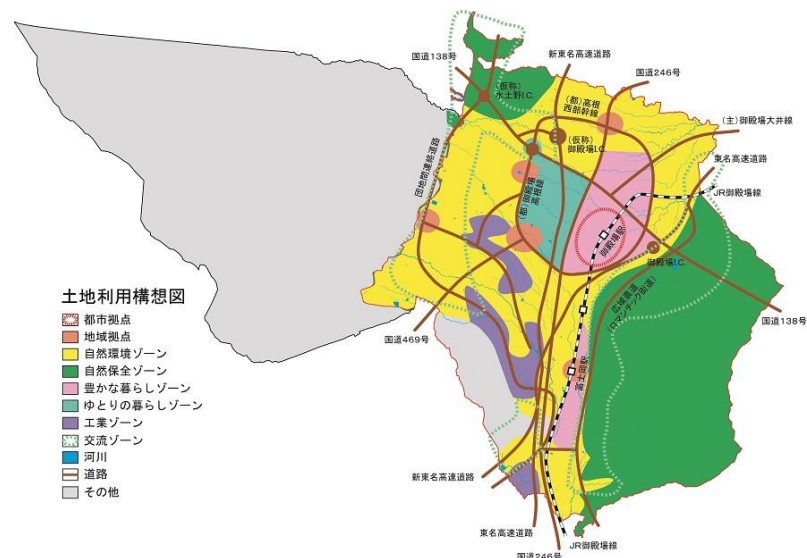
1 上位計画における位置付け

(1) 第四次御殿場市総合計画（抜粋）

新東名高速道路などのインターチェンジ周辺を新たな拠点として位置付け、土地利用構想をまとめ、周囲の自然環境と調和した都市的土地利用の誘導と幹線道路沿道の適正な土地利用の誘導を図ります。

(2) 第三次御殿場市国土利用計画（抜粋）

新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ周辺や国道138号バイパス交差点（(仮称)水土野インターチェンジ）周辺、団地間連絡道路の沿道は交流ゾーンに位置付け、交流軸周辺の自然環境等の地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図り、周囲の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、既存の観光資源との連携も視野に入れた観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や市民の交流施設等の整備を図ります。



第三次御殿場市国土利用計画 土地利用構想図（平成28年3月）

(3) 御殿場市都市計画マスタープラン（抜粋）

新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ周辺は、農地等の周辺環境に配慮しつつ、地域住民の合意形成を踏まえ、業務系土地利用のための基盤整備の可能性について検討をします。

(4) 御殿場市観光ハブ都市づくり推進構想（抜粋）

東名・新東名高速道路、国道138号など交通の要衝にあるため、その地理的優位性・交通利便性の強みを活かし、本市の恵まれた観光資源を活用した魅力の創出により、当市を訪れた観光客が周辺地域に足を延ばす出発地あるいは中継地、若しくは、周辺地域を訪問した後の目的地として必ず本市に立ち寄っていただける観光ハブ都市を目指します。

2 アンケート調査の結果

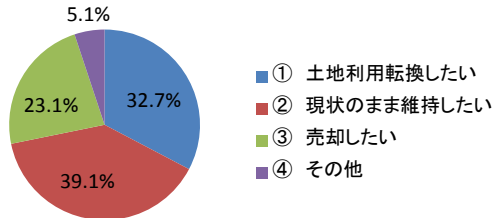
新東名高速道路等インターチェンジ周辺地権者アンケート調査結果（抜粋）

1 柴怒田・水土野・仁杉の一部（ほ場整備予定地を除く）に向けた将来の土地利用意向について（H26.9実施）

対象範囲

柴怒田・水土野・仁杉の一部

対象人数 228人
回答者数 147人
回答率 64.5%



結果

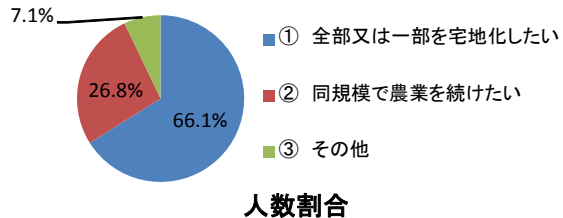
① 土地利用転換したい 32.7%
② 現状のまま維持したい 39.1%
③ 売却したい 23.1%
④ その他 5.1%

2 ほ場整備地権者に向けたほ場整備による非農用地（宅地※）の創出意向について（H27.12実施）

対象範囲

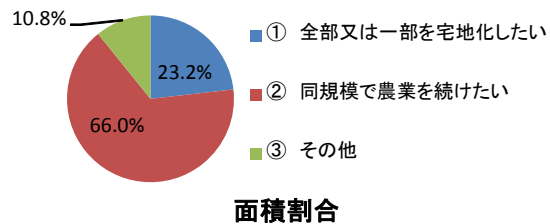
柴怒田・上小林的ほ場整備予定地

対象人数 116人
回答者数 89人
回答率 76.7%



結果

① 全部又は一部を宅地化したい
（面積割合）
66.1% (23.2%)
② 同規模で農業を続けたい
26.8% (66.0%)
③ その他
7.1% (10.8%)



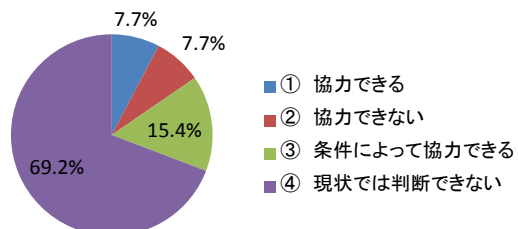
※宅地：6次産業施設、観光関連施設等の都市的土地利用を図るための非農用地のことを指します。

3 非農用地候補地地権者に向けた非農用地創出に対する協力意向について（H28.3実施）

対象範囲

非農用地創出の候補地

対象人数 13人
回答者数 13人
回答率 100.0%



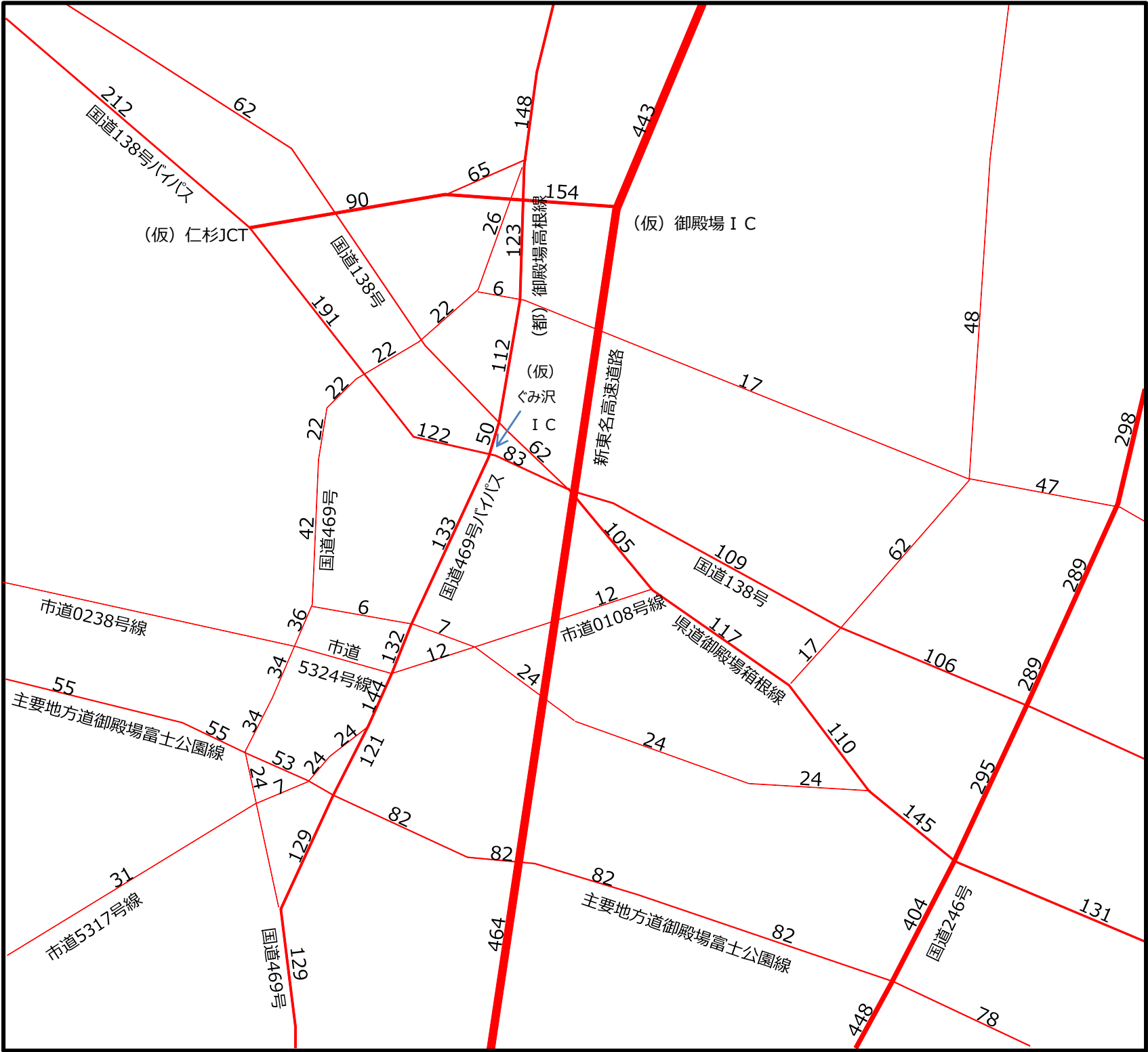
結果

① 協力できる 7.7%
② 協力できない 7.7%
③ 条件によって協力できる 15.4%
④ 現状では判断できない 69.2%

3 将来交通量の推計

新東名高速道路開通 10 年後の平成 42 年時点での(仮)御殿場 IC 周辺の将来交通量の推計を以下に示します。

推計条件としては、新東名高速道路 4 車線、(仮)御殿場 IC、国道 138 号バイパス 4 車線、国道 469 号バイパス 2 車線、(都)御殿場高根線 暫定 2 車線及び(都)高根西部幹線 2 車線が整備された場合としています。



区間		H42年将来交通量	
新東名	(仮)御殿場IC：東京方面	交通量(台/日)	44,298
		混雑度	0.69
		車線数	4車線
	(仮)御殿場IC：名古屋方面	交通量(台/日)	46,355
		混雑度	0.72
		車線数	4車線
国道138号バイパス	(仮)御殿場IC	交通量(台/日)	15,449
		混雑度	0.51
		車線数	4車線
	(仮)ぐみ沢IC 東側ランプ	交通量(台/日)	8,325
		混雑度	0.46
		車線数	2車線
国道469号バイパス	(仮)ぐみ沢IC 西側ランプ	交通量(台/日)	12,200
		混雑度	0.68
		車線数	2車線
	(仮)ぐみ沢IC～国道246号	交通量(台/日)	10,907
		混雑度	0.28
		車線数	4車線
国道138号	(仮)ぐみ沢IC～(仮)仁杉JCT	交通量(台/日)	19,101
		混雑度	0.38
		車線数	4車線
	国道138号バイパス(仮)ぐみ沢IC～市道5227号線間	交通量(台/日)	13,317
		混雑度	1.11
		車線数	2車線
市道0108号線	市道5227号線～御殿場富士公園線間	交通量(台/日)	14,430
		混雑度	1.2
		車線数	2車線
	御殿場富士公園線～国道469号間	交通量(台/日)	12,930
		混雑度	1.08
		車線数	2車線
(都)御殿場高根線	国道138号～市道5324号線間	交通量(台/日)	4,161
		混雑度	0.52
		車線数	2車線
	市道5324号線～御殿場富士公園線間	交通量(台/日)	3,399
		混雑度	0.42
		車線数	2車線
市道5224号線	御殿場富士公園線～市道0237号線間	交通量(台/日)	2,392
		混雑度	0.30
		車線数	2車線
	御殿場IC～国道138号間	交通量(台/日)	12,257
		混雑度	1.23
		車線数	2車線
市道5227号線	国道138号～国道138号バイパス	交通量(台/日)	5,001
		混雑度	0.42
		車線数	2車線
	御殿場箱根線～市道5227号線間	交通量(台/日)	1,231
		混雑度	0.18
		車線数	2車線
市道5224号線	市道5227号線～市道5224号線間	交通量(台/日)	-
		混雑度	-
		車線数	-
	市道5224号線～国道469号間	交通量(台/日)	2,441
		混雑度	0.35
		車線数	2車線

御殿場市新東名 IC 周辺土地利用可能性調査より

付 録

1 御殿場市新東名等 I C 周辺まちづくり懇話会規約

(趣旨)

第1条 御殿場市新東名等 I C 周辺地区（以下「当該地区」という。）の土地利用構想の策定について、地域の関係者の意見を聴取するため、御殿場市新東名等 I C 周辺地区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、当該地区の土地利用構想等について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

(参加対象者)

第3条 懇話会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 柴怒田区、水土野区、仁杉区、上小林区の区長
- (2) 当該地区に居住又は土地を所有する者
- (3) 地域のまちづくり協議会等の団体に属する者
- (4) 関係行政機関の職員

(構成員)

第4条 構成員は、懇話会に参加し、意見を述べることができる。

2 構成員の任期は、懇話会に出席した日を始期とし、その日の属する年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会議の進行を行う。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長に代わり懇話会の進行を行う。

(懇話会)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

- 2 構成員が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、懇話会で協議し定める。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

2 平成27年度 新東名等IC周辺まちづくり懇話会委員名簿

職 名	氏 名	備 考	選出区分
会長	勝又 充泰	高根財産区	第2号該当
副会長	杉本 哲哉	都市建設部長	第4号該当
委 員	伊倉 初男	仁杉区区長	第1号該当
〃	勝又 秀夫	柴怒田区区長	〃
〃	林 富美雄	上小林区区長	〃
〃	林 清一	水土野区区長	〃
〃	杉山 頼雄	仁杉区関係	第2号該当
〃	伊倉 宗雄	〃	〃
〃	瀬戸 正美	柴怒田区関係	〃
〃	瀬戸 茂	〃	〃
〃	勝又 政昭	上小林区関係	〃
〃	林 啓二	水土野区関係	〃
〃	林 洋一	〃	〃
〃	瀬戸 豊	関係団体の代表者(高根まちづくり研究会)	第3号該当
〃	横山 保作	〃 (ほ場整備研究会)	〃
〃	長田 忠一	まちづくり専門監	第4号該当
事務局	井上 仁士	農政課長	
〃	高村 幹雄	農政課副参事	
〃	高橋 克栄	農林整備課長	
〃	梶 佳浩	農林整備課課長補佐	
〃	志水 政満	都市計画課長	
〃	勝又 茂己	都市計画課副参事	
〃	鈴木 研	都市計画課主事	
〃	橘高 健二	新東名課長	
〃	山下 洋之	新東名課副参事	

敬称略

3 平成28年度 新東名等IC周辺まちづくり懇話会委員名簿

職 名	氏 名	備 考	選出区分
会 長	林 清一	高根財産区	第2号該当
副会長	小林 龍也	都市建設部長	第4号該当
委 員	伊倉 保行	仁杉区区長	第1号該当
〃	瀬戸 正美	柴怒田区区長	〃
〃	勝又 洋	上小林区区長	〃
〃	林 啓二	水土野区区長	〃
〃	杉山 頼雄	仁杉区関係	第2号該当
〃	伊倉 宗雄	〃	〃
〃	勝又 秀夫	柴怒田区関係	〃
〃	瀬戸 茂	〃	〃
〃	勝又 政昭	上小林区関係	〃
〃	林 清一	水土野区関係	〃
〃	林 洋一	〃	〃
〃	杉山 章夫	高根まちづくり研究会(市議会議員)	第3号該当
〃	瀬戸 豊	〃	〃
〃	横山 保作	ほ場整備推進委員会	〃
〃	長田 忠一	まちづくり専門監	第4号該当
事務局	井上 仁士	農政課長	
〃	高橋 克栄	産業部次長兼農林整備課長	
〃	田代 学	都市計画課長	
〃	勝又 茂己	都市計画課課長補佐	
〃	鈴木 研	都市計画課副主任	
〃	芹澤 慶将	都市計画課主事	
〃	鈴木 信義	新東名課長	

敬称略

4 御殿場市地域開発庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の総合計画、都市計画マスタープラン等に基づき、中心市街地の活性化、既存集落の定住人口の維持・増加、観光資源を活用した滞留人口の増加、企業誘致による雇用の創出等地域の活性化を目的とした新たな開発(以下「地域開発」という。)に関し、調査及び検討をするため、御殿場市地域開発庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 地域開発の方針に関すること。
- (2) 地域開発に係る個別の事業の構想策定等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、都市計画課長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、都市計画課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(一部改正〔平成26年訓令甲18号〕)

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年11月14日訓令甲第18号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

企画課長 財政課長 農政課長 農林整備課長 商工観光課長 新東名課長 都市整備課長 道路河川課長
--

5 平成27年度 御殿場市地域開発庁内検討委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	志 水 政 満	都市建設部次長兼都市計画課長
委 員	勝 俣 昇	企画課長
〃	田 代 学	財政課長
〃	井 上 仁 士	農政課長
〃	高 橋 克 栄	農林整備課長
〃	村 松 哲 哉	産業部次長兼商工観光課長
〃	橘 高 健 二	新東名課長
〃	沓 間 信 幸	都市整備課長
〃	土 屋 和 俊	道路河川課長
事務局	湯 山 和 男	都市計画課課長補佐
〃	勝 又 茂 己	〃 副参事
〃	鈴 木 研	〃 主事

6 平成28年度 御殿場市地域開発庁内検討委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	田 代 学	都市計画課長
委 員	勝 俣 昇	企画部次長兼企画課長
〃	小 林 和 樹	財政課長
〃	井 上 仁 士	農政課長
〃	高 橋 克 栄	産業部次長兼農林整備課長
〃	鎌 野 晃	商工観光課長
〃	鈴 木 信 義	新東名課長
〃	沓 間 信 幸	都市整備課長
〃	橘 高 健 二	道路河川課長
事務局	湯 山 和 男	都市計画課課長補佐
〃	勝 又 茂 己	〃 課長補佐
〃	鈴 木 研	〃 副主任
〃	芹 澤 慶 将	〃 主事

7 新東名高速道路等 IC 周辺土地利用構想策定の経過

H25 年度	土地利用可能性調査事業の実施(土地利用現況等の調査、開発適地の抽出、想定される土地利用施策の抽出、事業手法等の整理)
H26 年度	土地利用可能性調査事業の実施(開発適地の整理、地権者意向アンケート調査、課題の整理、まちづくり構想(素案)の作成)
H27. 6.25	平成 27 年度 第 1 回御殿場市地域開発庁内検討委員会
7.31	第 1 回新東名等 IC 周辺まちづくり懇話会
10.23	第 2 回新東名等 IC 周辺まちづくり懇話会
11.19	県東部農林事務所との打合せ
12.14	平成 27 年度 第 3 回御殿場市地域開発庁内検討委員会(通算 2 回)
12. 1～12.15	ほ場整備予定地の地権者意向アンケート調査
H28. 1. 5	県東部農林事務所への調査結果報告と打合せ
1. 7	高根西部地区ほ場整備事業推進委員会への説明
2. 2	県東部農林事務所、高根支所長との合同打合せ
2.17	高根西部地区ほ場整備事業推進委員会への説明
3. 2	平成 27 年度 第 4 回御殿場市地域開発庁内検討委員会(通算 3 回)
3. 7	土地利用候補地の地権者説明会
3. 7～ 4.15	土地利用候補地の地権者意向アンケート調査
5.19	県東部農林事務所との打合せ
5.27	市長、副市長への説明
6. 3	県東部農林事務所への報告
6. 8	高根西部地区ほ場整備事業推進委員会への説明
7. 6	平成 28 年度 第 1 回御殿場市地域開発庁内検討委員会(通算 4 回)
7.27	第 3 回新東名等 IC 周辺まちづくり懇話会
9.14	調整会議
10. 3	庁議
10. 5	パブリックコメントのお知らせ(広報ごてんば、HP)
10.13	高根地区 3 区説明会
10.14	仁杉区説明会
10.17～11.4	パブリックコメントの募集
11.25	調整会議(報告)
12.15	庁議(報告)
H29. 1.17	御殿場市都市計画審議会
2. 8	第 4 回新東名等 IC 周辺まちづくり懇話会